

12月16日に行われた「新・人間裁判」の第5回口頭弁論の内容について、弁護団の吉田玲英弁護士にまとめてもらいました。



小春日和の12月16日、札幌地方裁判所の805号法廷で、新・人間裁判の第5回口頭弁論期日が行われました。

今回の期日も、ほぼ満席の傍聴人の中、弁護団からは佐藤智大弁護士、原告団からは鳴海真樹子さんと石原夜須子さんが意見陳述を行いました。

佐藤弁護士は、今回の保護基準引き下げが、国際人権規約に違反していることを述べました。もう少し詳しく内容を説明します。国際人権規約は、日本も1979年に批准しており、日本国憲法98条2項により、誠実に遵守するよう定められた国際法規にあたります。国際人権規約の社会権規約2条1項は、生存権のための措置が後退してはいけない原則を定めたものとされており、そのため、国際連合の社会権規約委員会は、生活保護の基準の引き下げを正当化できる理由を被告が証明しない限り同規約に違反すると明言しており、また、社会権規約を無視する日本の司法の現状にも強い懸念を表明しました。

鳴海さんは、祖母と両親を亡くし一人きりの生活となってから、うつ病と自律神経失調症が発症しました。生活保護を受けてからも、冬期加算が減額されたため暖房代が足りず、できるだけ自宅にいないようにして暖房代を節約している状況などを訴えました。

石原さんは、DV夫と離婚してからグループホームで働いていましたが、スズメバチに刺されたことがきっかけで体調を崩し、働くことができなくなり生活保護を受けるように

なりました。病気のため多数の病院に毎日のように受診していますが、通院のための交通費が足りなくなってしまう現状を、涙ながらに訴えました。

今後は、個々の原告の生活状況が、どれだけひどい状態にあるか、健康で文化的な最低限度の生活とはいえない状態にあるか、を立証する必要があります。そのため、弁護団では、原告の皆様の生活状況について、これまで行ったアンケートや新たに聞き取った事情等をもとに、陳述書としてまとめることを計画しています。弁護団からお願いがあった時は、ぜひご協力いただけますようお願いいたします。

次回口頭弁論は3月23日(水)午後1時30分です。足元が滑りやすく外出しにくい季節と思われそうですが、是非多数の皆様へ傍聴していただけますようお願いいたします!



この日、報告集会に参加した弁護団のみなさん



上から
内田信也
弁護団長、渡辺達生
弁護団事務局長、佐藤智
大弁護士。